

ピッコロバイオリン研究会定款

総 則

(名 称)

第1条 この任意団体は、ピッコロバイオリン研究会という。

(事務所)

第2条 この団体の主たる事務所を東京都港区台場1-1-1-1202に置く。

(目 的)

第3条 この団体は著名な音響物理学者、カーリン・ハッチンス作のピッコロバイオリンという新しい楽器の広報・普及とその演奏家、グレゴリー・セドフの活動を応援し、広く科学技術と芸術の融合と、新しい音楽の地平を拓くあらゆる活動を研究、企画する。新しい楽器の出現がもたらす思想・感情・人間工学に与える大きな恩恵を考え、その意義に共感し、啓蒙、教育活動も行う。また。楽器は、アメリカのNASAの技術が使われており、その楽器の素晴らしさをいち早く見抜き演奏活動をしているセドフ氏がロシア人であることから、音楽芸術活動・普及教育活動を通じ、広く国際交流、国際平和に寄与することをも目的とする。

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化芸術を核としたまちづくりの促進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術、科学の振興を図る活動
- (4) 環境意識を高める活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) こどもの健全育成を図る活動
- (9) 科学技術の振興を図る活動
- (10) 音楽セラピーなどの研究
- (11) 障がい者教育、外国人、マイノリティーを助ける活動
- (12) 以上の活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) こどもの音楽教育・鑑賞教育促進事業
 - ① こども向けの音楽鑑賞教育ツール、プログラム・教材の開発
 - ② 学校・公民館・文化施設などでの出前演奏会、授業
 - ③ その他の会場を使つての音楽及び科学と芸術の音楽に関する体験ワークショップやコンサートなどのイベント
 - ④ 芸術文化・科学技術・教育・異文化理解などをテーマにした国際交流事

業

(2) 若手音楽家の教育・啓発・育成に関わる事業

① マスタークラス、公開レッスンの企画開催

② 共演の機会

③ その他

(3) 一般を対象とした啓発事業

① メディアを使った啓発事業

② 芸術文化・科学技術・教育・異文化理解などをテーマにした国際交流事業

③ コンサートの企画・運営・実施

④ 演奏家との交流事業

⑤ その他、出版物の企画、セミナー、講演会等

⑥ メディア等への普及広報活動

(4) 研究事業

① セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどの企画

② 楽器製作者・音響物理学者他研究者、演奏家、作曲家等との交流、

③ 報告書等の作成

(5) その他、目的を達成するために必要な事業

(事業の運営の組織)

第6条 この団体は、第5条の事業を行うに際し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されている。

第7条 この団体は、事業執行に際し、自ら経理し、監督する会計組織を有している。(附則)

設立時：2006年12月

研究会代表：会長 川島佳子 K & A代表

アドバイザー	千代鳥モーミンウッドイン	工学博士
アドバイザー	早川正士	工学博士 電気通信大学名誉教授
アドバイザー	グレゴリー・セドフ	
アドバイザー	ジョー・マクネリー	The Hutchins Consort
アドバイザー	ロバート・スピアー	